

○医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン）について

（平成 25 年 3 月 13 日伺定め第 1 号）

改正 平成 28 年 5 月 31 日 平成 30 年 7 月 31 日

平成 30 年 10 月 16 日 令和 4 年 3 月 31 日

令和 6 年 5 月 10 日

1 基本方針

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業は、国の進める質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築等の施策と連動し、医療分野の基盤整備を進めるため、医療施設の設置・整備又は経営に必要な資金について長期・低利・固定による貸付けを実施している。

国においては、医療を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 18 年に良質な医療を提供する体制の確立を図るため医療法が改正され、都道府県は、厚生労働大臣の定めた医療提供体制の確保に関する基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定めることとしており、医療制度改革の中で医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築し、国民の医療に対する安心、信頼の確保を図ることを目的として所要の改正が行われてきた。

また、当機構の融資については、政策金融改革の基本方針（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務の見直しとして、政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 18 年 11 月 27 日）」に基づき、厚生労働大臣から提示され、行政改革推進本部において決定（平成 18 年 12 月 24 日）した、「勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案」により、一層の政策連動性の確保と融資の重点化を図ることとされている。さらに、第 2 期中期目標期間を踏まえた「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成 25 年 1 月 21 日）」及び「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成 25 年 1 月 30 日）においても、成長する福祉・医療分野における政策融資金融機関としての役割を果たすため、融資対象の重点的拡大及び民業補完の徹底による融資対象の重点化を図るものとされたところである。

これらを踏まえ、当機構においては、病院融資にあたり、国の医療政策と密接に連携を図る必要があることから、都道府県の医療計画に基づき、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）6 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び新興感染症等の感染拡大時における医療）等に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院、又は、民間の金融機関では融資が難しい中小病院に融資対象を限定するなど、融資の重点化及び民業補完の徹底を図り、中期計画及びこの基本方針（ガイドライン）に従って融資を行うこととする。

2 病院に対する融資の重点化について

福祉医療機構（医療貸付）が融資する病院については、基本方針に即して次のとおり融資の重点化を図るものとする。

（1）融資対象施設の重点化について

ア 500 床以上の病院について

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 2 号に基づく、次の事業に係る医療提供体制施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制（以下「医療連携体制」という。）に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。

（ア） 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき、厚生労働省令（医療法施行規則第 30 条の 28）で定める事業

- ① がん
- ② 脳卒中

- ③ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ④ 糖尿病
- ⑤ 精神疾患

(イ) 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イ～へに規定する事業

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ 新興感染症等の感染拡大時における医療
- ④ へき地の医療
- ⑤ 周産期医療
- ⑥ 小児医療（小児救急医療を含む。）

(ウ) 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号トに規定する事業

都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

イ 500 床未満の病院への融資医療法第 30 条の 4 第 2 項第 2 号に基づく、次の事業に係る医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資する。

(ア) 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき、厚生労働省令(医療法施行規則第 30 条の 28)で定める事業

- ① がん
- ② 脳卒中
- ③ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ④ 糖尿病
- ⑤ 精神疾患

(イ) 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号イ～へに規定する事業

- ① 救急医療
- ② 災害時における医療
- ③ 新興感染症等の感染拡大時における医療
- ④ へき地の医療
- ⑤ 周産期医療
- ⑥ 小児医療（小児救急医療を含む。）

(ウ) 医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号トに規定する事業

都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

(2) 融資基準等について

融資の取扱いについては、別紙 1、2 のとおり

3 災害等における取扱い

このガイドラインは、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成 15 年 10 月 1 日厚生労働大臣認可）第 28 条に規定する災害等の貸付け、同附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 26 条に規定する東日本大震災に係る貸付け、同附則第 27 条に規定する平成 28 年熊本地震に係る貸付け及び同附則第 30 条に規定する平成 30 年北海道胆振東部地震に係る貸付けの特例には適用しない。

4 施行時期について

このガイドラインは平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、上記施行日においても新たな医療計画が適用されていない都道府県にあっては、当該医療計画が適用されるまでの間、「2. 病院に対する融資の重点化について」の取扱いについては、従前のガイドラインに準ずる

なお、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じてこのガイドラインについても、見直しを行うこととする。

附 則

この伺定めは、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 5 月 31 日)

この伺定めの一部改正は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日)

この伺定めの一部改正は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 10 月 16 日)

この伺定めの一部改正は、平成 30 年 10 月 16 日から実施する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日)

この伺定めの一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 6 年 5 月 10 日)

この伺定めの一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

別紙(2 の(2)関係)

ガイドライン-別紙 1

[別紙参照]

ガイドライン別紙 2

[別紙参照]

500床以上

当該申込施設を、管理部門、病棟部門、診療部門に区分し、下記のとおり融資対象部分を決定する。

- 管理部門 すべて融資対象外とする。
- 病棟部門
 - ・ 疾病別に区分できる場合
(表1のとおり、病院が担う政策医療対象疾患の機能に着目して、病棟単位で区分して融資対象とする。)
 - ・ 疾病別に区分できない場合
(表2のとおり、定点における病院が担う政策医療対象疾患に該当する疾病別入院患者数を許可病床数で按分し、そのシェアに応じて融資対象とする。)
- 診療部門 すべて融資対象とする。

(表1) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等(疾病別に区分できる場合)

事業等	摘要
1) がん	がん病棟
2) 脳卒中	循環器病棟(脳)
3) 心筋梗塞等の心血管疾患	循環器病棟(心臓)
4) 糖尿病	—
5) 精神疾患	精神科病棟
6) 小児救急を含む小児医療	小児病棟等
7) 周産期医療	N I C U及び産科病棟等
8) 救急医療	病棟全体(救命救急センター)
9) 災害医療	病棟全体(災害拠点病院, 災害拠点精神科病院)
10) 新興感染症等の感染拡大時における医療	病棟全体(第1種協定指定医療機関)
11) へき地医療	病棟全体(へき地医療拠点病院)
12) 5疾病6事業以外で、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療	結核病棟等

(表2) 医療計画に基づき実施する政策優先度の高い事業等(疾病別に区分できない場合)

事業等	融資(算出)対象	摘要
1) がん	取扱い実患者数	国際疾病分類 C00～C97が対象
2) 脳卒中	取扱い実患者数	国際疾病分類 I60～I69が対象
3) 心筋梗塞等の 心血管疾患	取扱い実患者数	国際疾病分類 I20～I52が対象
4) 糖尿病	取扱い実患者数	国際疾病分類 E10～E14が対象
5) 精神疾患	取扱い実患者数	国際疾病分類 F00～F99が対象
6) 小児救急を含む 小児医療	取扱い実患者数	15歳以下の入院患者が対象(重症心身障害児を含む。)
7) 周産期医療	取扱い実患者数	産科の入院患者及び婦人科の不妊治療の入院患者が対象
8) 救急医療	取扱い実患者数	救急外来から入院した患者のうち、上記表の1)～7)に掲げる疾患に該当しない入院患者が対象
9) 災害医療	—	—
10) 新興感染症等の 感染拡大時における医療	—	—
11) へき地医療	—	—
12) 5疾病6事業 以外で、都道府 県知事が疾病の 発生状況等に照 らして特に必要 と認める医療	取扱い実患者数	

(注) 表中の疾患は、一人の患者が罹患している主な疾患とする。

500床未満

○ 融資の優先方法

- 1 年間事業枠を政策優先度の高い病院に、優先的に配分する。
- 2 同時期に受理した案件について、政策優先度の高いものの審査を優先する。

○ 政策優先度の区分

当該地域における医療の質及び量の充足度を勘案して、都道府県の医療計画に位置付けられているか、都道府県の基準病床数が不足している地域かを基準にして、政策優先度の高いものから区分する。

なお、各都道府県の医療計画の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(第1区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院で、かつ、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第1区分とする。

(第2区分)

- ① 都道府県の医療連携体制に位置付けられる病院であるが、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。
- ② 都道府県の医療連携体制に位置付けられていない病院であるが、基準病床数の不足している地域における事業計画を有する病院を第2区分とする。

(第3区分)

都道府県の医療連携体制に位置付けられていない病院であり、基準病床数の充足している地域における事業計画を有する病院を第3区分とする。